

中日本航空専門学校 航友会奨励金規程

(目的)

第1条 中日本航空専門学校 航友会(以下「航友会」という。)は、会則第5条第4項に基づき準会員に対する助成と支援事業として、準会員に奨励金の支給を行う。

(資格)

第2条 奨励学生は中日本航空専門学校の学生で、次の条件を備えなければならない。

- (1) 学力、人物ともに優秀な学生として特待生入学試験において選考し、航友会会長(以下「会長」という。)が認定した学生であること。
- (2) 学業継続の意志が強固であること。
- (3) 中日本航空専門学校が支給する他の奨学金の支給を受けていないこと。

(認定人数)

第3条 奨励学生の認定人数は、新入学予測人員の1.5%以内とする。

(支給金額)

第4条 奨励学生は、入学金を免除する。

(募集及び出願手続)

第5条 奨励学生の募集及び出願手続は、中日本航空専門学校 学生募集要項による。

(選考方法)

第6条 奨励学生の選考は、特待生入学試験の結果の総合判定により候補者を選考する。

(認定)

第7条 奨励学生の認定は、中日本航空専門学校部科長会(以下「部科長会」という。)の議を経て中日本航空専門学校校長が推薦し、会長が認定する。

(奨励学生証及び誓約書)

第8条 奨励学生には、会長から奨励学生証(様式第1号)を送付し、奨励学生は誓約書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(支給)

第9条 奨励金の支給は、入学試験実施年度の3月31日までに中日本航空専門学校の預金口座に振り込み、奨励学生の入学金を免除する方法で支給する。

(失格)

第10条 奨励学生は次の各号のいずれかに該当し、部科長会の議を経て、会長が奨励学生として不適当と認めた場合は、奨励学生としての資格を失うものとする。この場合、出来るだけ速やかに、支給された奨励金を返還しなければならない。

- (1) 学則による退学・停学・訓告の処置を受けた場合
- (2) 学生として素行好ましくないと認められた場合
- (3) 誓約書等の提出書類に虚偽の記載をした場合

(業務の代行)

第11条 本規程に関する業務の代行として、選考業務は部科長会が行い、書類手続き等の業務は中日本航空専門学校 事務部署が行うものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、役員会、代議員会の議を経て会長がこれを定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成20年5月31日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

第 号

奨励学生証

受験番号

氏 名

上記の者を 年度 中日本航空専門学校
航友会 奨励学生とする。

年 月 日

中日本航空専門学校 航友会

会 長 ○ ○ ○ ○

(様式第2号)

中日本航空専門学校 航友会会長 殿

誓 約 書

1 私は、奨励学生として今後とも、一層勉学に励むとともに、常に奨励学生たるにふさわしい行動をとり、次の項目のいずれかに該当した場合には、免除されていた入学金を返還することを誓約いたします。

- (1) 学則による退学・停学・訓告の処置を受けた場合
- (2) 学生として素行好ましくないと認められた場合
- (3) 誓約書等の提出書類に虚偽の記載をした場合

年 月 日

受 験 番 号 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

2 私は、上記奨励学生の保証人として、奨励学生が上記項目に該当する場合には、保証人として免除された入学金の返還の任に当たることを誓約いたします。

年 月 日

保 証 人 氏 名 _____ 印

奨励学生との関係 _____

住 所 _____
